

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当たると  
きは、その  
翌日)

## 規 則

鳥取県立母来寮管理規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二十七号

鳥取県立母来寮管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の規定に基づき、鳥取県立母来寮(以下「母来寮」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営の方針)

第二条 母来寮は、居宅において養護を受けることが困難な老人を收容し、養護することを目的とする。

2 母来寮の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(收容定員)

第三条 母来寮の收容定員は、百三十人とする。

(收容)

## 目 次

### ◇規 則

#### 鳥取県立母来寮管理規則

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則  
二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### ◇告 示

#### 示

鳥取県環境衛生営業指導センターの指定  
保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正

第四条 知事は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条

第一項第二号の措置（同条第二項の規定による場合を含む。以下「收容措置」という。）をとるため必要があると認めるときは、当該措置を受ける者を母来寮に收容するものとする。

2 知事は、收容措置を行う他の機関から母来寮への收容の委託を受けたときは、当該委託に係る者を母来寮に收容するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当該委託に係る者が、他に著しい迷惑を及ぼすおそれのある疾患、性癖等を有するとき。

二 その他收容することが不相当と認められる正当な理由があるとき。

（行為の制限）

第五条 母来寮に收容されている者（以下「被收容者」という。）は、母来寮において次に掲げる行為をしてはならない。

一 母来寮の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

三 その他知事が定める行為

（監督）

第六条 知事は、母来寮の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、被收容者に対し、必要な指示をすることができる。

（退寮命令）

第七条 知事は、被收容者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被收容者に対し、退寮を命ずることができる。

一 收容措置を廃止された者

二 第五条の規定に違反し、又は前条の規定による知事の指示に従わない者

三 その他母来寮に收容することが適当でない認められる者

2 知事は、第四条第二項の規定による被收容者に対し、前項第二号又は第三号に該当すると認めて退寮を命じようとするときは、あらかじめその者の收容を委託した機関に協議するものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、母来寮の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に母来寮に收容されている者は、知事が收容措置をとつた場合にあつては第四条第一項、その他の場合にあつては同条第二項の規定による被收容者とみなす。

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(受験手続)

第二条 改良普及員資格試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、受験願書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書（様式第二号）
- 二 受験資格を有する者であることを証明する書類
- 三 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの）で、縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの

(筆記試験の方法)

第三条 条例第三条第二項に規定する筆記試験の必須項目及び選択項目は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述式試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。

3 選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、択一・記述試験にあつては四項目を、論文試験にあつては一項目を、それぞれ同表の下欄に掲げる選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択するこ

とができるものとする。

(合格証書)

第四条 条例第八条第一項に規定する合格証書は、様式第三号のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

区 分	必須項目	選 択 項 目
農業改良普及員資格試験	教育概論 農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 家畜飼養 家畜衛生 家畜育種及び家畜繁殖 土壤肥料 栄養化学 農産製造 農業水利 土地改良 農業機械 農業経済 植物生理 農村社会学 統計学
生活改良普及員資格試験	教育概論 家政学原論	被服材料学 被服構成学 被服整理学 栄養学 食品学 調理学 生物化学 微生物学 住生活学 住居環境学 設計製図 家庭経済学 社会学 福祉学 発達心理学 精神衛生 家庭物理化学 保健衛生 農村社会学

様式第1号 (第2条関係)

受 験 願 書	
職 氏 名 殿	収入証紙 はり付け欄
<p>農業 (生活) 改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて 出願します。</p>	
年 月 日	年 月 日生
<p>本籍地都道府県名 現 住 所 連絡先 電話番号 氏 名</p>	
⑩	
選 択 項 目	
択一・記述試験	論 文 試 験

様式第2号 (第2条関係)

履 歴 書	
本籍地都道府県名 現 住 所	ふりがな 氏 名
年 月 日生	
学 歴	
職 歴	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名</p>	
⑩	

様式第 3 号 (第 4 条関係)

年度第 号

合 格 証 書

本籍地都道府県名

氏 名

年 月 日 出 生

年 月 日

職 氏 名 印

農業 (生活) 改良普及員資格試験に合格したことを証明する

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則

二級建築士試験受験手数料の額を定める規則 (昭和四十年四月鳥取県規則第十八号) の全部を改正する。

建築士法施行令 (昭和二十五年政令第二百一号) 第三条第一項第二号の規定に基づく二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額は、九千円とする。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「二百七十四円」を「二百七十六円」に、「八十六円」を「八十七円」に、「百三円」を「百五円」に、「三百九十六円」を「四百七円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

六 農地開発事業

工事費の百分の十七・五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額

六 農地開発事業

イ 附帯土地改良工事を併せて行う事業

を

ロ イ以外の事業

工事費の年度別負担割合に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額  
工事費の百分の十七・五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額

に改め、

同表の備考を次のように改める。

備考

1 この表において、「振興山村」とは山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村をいい、「過疎地域」とは過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第九号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。

2 この表において、「附帯土地改良工事」とは農地開発事業において、農用地の造成と併せて行う土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のために必要な工事をいい、「年度別負担割合」とは附帯土地改良工事を併せて行う農地開発事業について、国から交付を受ける補助金の額を勘案して百分の十七・五から百分の二十五までの範囲内で知事が年度ごとに定める割合をいう。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は附則第三項」を削り、「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、同条第二項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「写」を「写し」に改める。  
第一条の二中「及び」を「又は」に改める。

第二条第一項中「前条」を「第一条」に改め、「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を、「認めたときは」の下に「、それぞれ」を、「二級建築士名簿」の下に「又は木造建築士名簿」を加え、「且つ」を「かつ、」に改め、「二級建築士免許証」の下に「又は木造建築士免許証」を加え、同条第二項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加える。

第二条の二第三項中「まつ消され」を「抹消され、」に、「取消された」を「取り消された」に改める。

第三条中「左の通り」を「、次のとおり」に改め、同条第二号中「住所氏名」を「、氏名、」に改め、同条第三号中「二級建築士選考合格」を「木造建築士試験合格」に改める。

第四条第一項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、同条第二項中「且つ」を「、かつ、」に改める。

第五条第一項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、同条第二項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「前項」を「第一条第一項」に改める。

第六条の見出し中「取消」を「の取消し」に改め、同条第一項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「失そう」を「失そう宣言」を「失そう宣言」に、「失そう」を「失そう」に、「前項」を「第一条第一項」に改め、同条第三項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「第一項」を「第一条第一項」に改め、同条第四項中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「取消」を「取消し」に、「第一項」を「第一条第一項」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「まつ消」を「抹消」に改める。  
第八条の見出し中「毎年」を「住所等」に改め、同条中「第五条第四項」を「第五条の二」に改め、「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「年次届出」を「住所等（変更）の届出」に改める。

第九条中「二級建築士」の下に「又は木造建築士」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。  
第十条の見出し及び同条第一項中「二級建築士試験」の下に「及び木造建築士試験」を加える。

第十一条中「二級建築士試験」の下に「又は木造建築士試験」を加える。  
第十二条中「二級建築士試験」の下に「及び木造建築士試験」を加える。  
第十三条、第十四条第一項及び第十五条中「二級建築士試験」の下に「又は木造建築士試験」を加える。  
第一号書式を次のように改める。

第1号書式(第1条関係)(用紙B5)

二級建築士免許申請書  
木造

収入証紙はり付け欄

【記入注意】 数字は算用数字を用い、\*欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に/印をつけて下さい。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその名称、免許者名及び免許の年月日を記入して下さい。

私は、<sup>二級</sup>木造建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本(抄本)を添え申請します。私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

職 氏 名 殿

氏 名

(署 名)

ふりがな

生年月日

年

月

日生

性 別  
男  女

本 籍

現 住 所

二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期

年 月 日

試 験

合格証書日付

年 月 日

合格証書番号

第

号

欠格理由

- 1 禁治産又は準禁治産の宣告を受けていますか。  い  る  ない
  - 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。  あ  る  ない
  - 3 取り消されたことがあるときはその年月日  年  月  日
- 禁固以上の刑に処せられたこと、又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがありますか。  ある  ない
- あるときはその罪及び刑

\* 審 査

\* 経由庁記載欄  
(責任者職氏名)

印

\* 登録番号

\* 登録年月日

年

月

日

\* 受付番号

第二号書式「第二号書式」や「第二号書式(第2条関係)」と「二級建築士免許証」や「二級建築士免許証」及び「二級建築士登録番号」や「二級建築士登録番号」及び「二級建築士」及び「昭和」年 月 日」や「年 月 日」及び「鳥取県知事(氏名)」を「職 氏名」と改める。  
第三号書式を次のように改める。

第3号書式(第8条関係) (郵便はがき)

二級建築士住所等(変更)の届出

年 月 日

ふりがな	氏名	生年月日	年 月 日	性別
本籍				
住所				
登録番号	都道府県 第 号	登録年月日	年 月 日	
業務の種別	1 建築設計(2及び3を除く。) 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 調査又は鑑定 8 手続代理 9 敷地選定等の企画 10 研究又は教育 11 行政 12 その他			
勤務先	名称			
	所在地			

- 【記入注意】
- 1 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入して下さい。
  - 2 業務種別欄は、該当する数字を○で囲んで下さい。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているもの一つを○で囲んで下さい。
  - 3 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記して下さい。

第四号書式中「第四号書式」を「第4号書式(第13条関係)」に改める。  
 第五号書式中「第五号書式」を「第5号書式(第2条の2関係)」と  
 「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」と、「鳥取県知事」  
 を「職 氏 名」と、「又は二級建築士事務所の別」を「二級建築士事  
 務所又は木造建築士事務所の別」と、「建築士事務所」を「建築士事務  
 所」と、「二級建築士□」を「<sup>二級建築士□</sup>木造建築士□」  
 と、「又は二級建築士の別」を「<sup>二級建築士□</sup>木造建築士□」  
 と、「二級建築士又は木造建築士の別」を「二級建築士」を「建築士」と  
 「二級建築士の場合」を「二級建築士又は木造建築士の場合」と改める。  
 第六号書式中「第六号書式」を「第6号書式(第13条関係)」と、「二  
 級建築士試験受験申込書」を「<sup>二級建築士</sup>木造建築士試験受験申込書」と、「二級建  
 築士試験」を「<sup>二級建築士</sup>木造建築士試験」と、「鳥取県収入証紙ちよう付欄」を「収  
 入証紙はりつけ欄」と改める。  
 附 則  
 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号)  
 の一部を次のように改正する。  
 第五条第三項第二号中「四月一日から六月三十日」を「十月一日から十  
 二月三十一日」に改める。  
 様式第二号及び様式第五号中「<sup>二級建築士</sup>建築士」を「<sup>二級建築士</sup>建築士」に改める。  
 様式第八号正本及び様式第八号副本中「<sup>二級建築士</sup>建築士」を「<sup>二級建築士</sup>建築士事務所」を「<sup>二級建築士</sup>建築士事務所」に改める。  
 附 則  
 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第五条第三  
 項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を  
 次のように改正する。

別表第一第一号(5)を次のように改める。

(5) 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭  
 和四十四年三月鳥取県条例第九号)第二条の規定に基づき使用料及び  
 手数料(同条例別表第三号から第十二号までに規定する使用料及び手

数料並びにウィルス検査のうち血清学的検査に係る手数料に限る。  
別表第一号60中「第五条第三項」の下に「、第十六条第一項」を加え、同号60を削り、60を61とし、60から64までを61から65までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び西部総合事務所庁舎」を「、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、

昭和五十九年度分の予算から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百八十八号

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第五十七条の三第一項の規定に基づき、次の財団法人を鳥取県環境衛生営業指導センターとして指定したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 名称 財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
- 二 事務所の所在地 鳥取市弥生町三〇二―二

鳥取県告示第二百八十九号

昭和五十九年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年四月一日から施行する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「百十九円」を「百二十一円」に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥  
取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】